

議案第161号

木場第1住宅建設工事請負契約の一部変更について

木場第1住宅建設工事請負契約（令和4年2月25日議決）の一部を次のとおり変更する。

変更後の契約金額	令和4年2月25日議決における 契約金額
2,556,337,300円	2,112,000,000円

令和6年9月12日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

木場第1住宅建設工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

木場第1住宅建設工事請負契約締結について

木場第1住宅建設工事請負契約を次の要項により締結する。

- | | | | |
|---|---------|-------------------|-----------------|
| 1 | 工 事 概 要 | 鉄筋コンクリート造14階建建物1棟 | |
| | | 建築面積 | 967.37平方メートル |
| | | 延床面積 | 12,626.72平方メートル |
| | | 附帯工事 | 一式 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市淀川区西中島3丁目9番15号 | |
| | | 大鉄工業株式会社 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 2,112,000,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和6年1月30日 | |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市此花区西九条5丁目 | |

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。